

令和6年（行ウ）第31号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件
令和6年（行ウ）第87号 人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件
原告 モーリス・シェルトン 外1名
被告 東 京 都 外1名

準 備 書 面 (2)

令和6年9月19日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

被告東京都指定代理人 飯 田 隼 矢

同 柏 木 健 三

同 菊 池 和 彦

同 鶴 見 信 介

同 中 村 遼 平

同 下 地 航

同 阿 部 純 基

被告東京都は、本準備書面において、原告らの2024（令和6）年7月16日付け求釈明申立書における被告東京都に対する求釈明に対し、回答する。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による。

1 原告らの求釈明

原告らは、被告東京都が原告シェルトン及び原告マシューに対する職務質問の事実関係を詳細に主張していることからすると、これらの主張は、当時の状況を記載した報告書などの文書や動画等の撮影に係る記録などの資料に基づくものである蓋然性が高いとして、被告東京都に対し、当該職務質問の内容や態様について記録された一切の資料を開示するよう求めている。

2 被告東京都の回答

- (1) 原告シェルトンへの対応については、被告東京都の令和6年7月23日付け準備書面(1)（以下「被告東京都準備書面(1)」という。）第3の1において述べたとおり、調布署員らは、交通違反取締業務に従事中に、バイクによる交通違反の現認を端緒として、その運転者であった原告シェルトンに停止を求めたものであり、停止した原告シェルトンに指導警告をして、原告シェルトンが走り去った後、原告シェルトンから、この取扱いに関し、何らかの抗議がされることもなかった。そして、本件訴訟が提起された後、被告東京都は、原告シェルトンが警察官に停止を求められたという日時と場所を基に、同所を管轄する調布署における取扱事実について調査した結果、その時間帯及び同所において、上記調布署員らが交通違反の取締り業務に従事していたことがわかったため（乙B10号証の1及び2）、同人らに確認したところ、その頃、同所において、（吉田巡查部長による）英語通訳を用いて違反者の対応をしたことがあつ

たという認識があり、それが原告シェルトンであると認められたことから、同人らにおいて喚起した記憶を集約し、特定し得る限りで当時の状況について事実主張したものである。

このような経緯であるから、原告シェルトンへの対応に関しては、映像記録はもとより、報告書なども一切作成されておらず、その取扱いについて、原告が本件求釈明において求めている資料は存在しない。

- (2) 一方、三鷹署員が原告マシューに職務質問をした経緯については、被告東京都準備書面(1)第3の2で述べたとおりであるところ、職務質問開始後の三鷹署員の不用意な発言に対し、原告マシューらから（スマートフォンで動画撮影されるなどしながら）現場での抗議がされ、後日、職務質問の経過等について説明を求められるなどしたことから、三鷹署においては、当時の取扱経緯に関する報告書（令和3年10月12日付けのもの及び令和4年3月18日付けのもの）及び広聴処理票が作成されている。

被告東京都は、当該三鷹署員から聴取した内容に加え、これらの記載内容に基づき、当時の状況について事実主張したものであるから、原告の本件求釈明に応じ、乙B12号証、乙B13号証及び乙B14号証として、これらの文書を提出することとする。

なお、当日の原告マシューに対する職務質問についての映像記録等は、本件パトカーのドライブレコーダーに係る記録を含め、存在しない。